

## 平成27年度 地方独立行政法人 北海道立総合研究機構の財務諸表 及び利益処分に係る知事の承認に関する評価委員会意見について

### 1 財務諸表に係る知事の承認に関する意見について

#### (1) 法的根拠

地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」(以下、「法人」という。)は、財務諸表を当該事業年度の終了後3ヶ月以内に知事に提出し、その承認を受けなければならない。また、同第3項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

#### (2) 評価委員会の意見

財務諸表について、合規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。

### 2 利益処分に係る知事の承認に関する意見について

#### (1) 法的根拠

地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、法人から知事に対して申請のあった利益処分(会計基準に定める目的積立金)について、同第5項の規定に基づき、知事は承認に先立ち、あらかじめ評価委員会の意見を聴かななければならない。

#### (2) 利益処分に係る法人からの申請

当期総利益	185,414,100 円
■目的積立金 (法人申請額) 使 途: 「業務運営の質の向上及び組織運営の改善に充てる」	185,414,100 円
■積立金 (当期総利益 - 目的積立金) 使 途: 「損失が生じた場合に充当」	0 円

#### (3) 知事の承認案

■目的積立金: 185,414,100 円 (法人の申請額に同じ)

#### (4) 評価委員会の意見

利益処分について、合規性の遵守、表示内容の適正性などについて、各種数値の確認や法人からのヒアリングを経て審議を行った結果、試験研究部会としては、「意見なし」との結論に至った。

(案)

平成28年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道地方独立行政法人評価委員会  
委員長 北野 邦尋

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成27年度財務諸表の承認に係る意見に  
ついて

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定に基づき北海道地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

意見なし

(案)

平成28年 月 日

北海道知事 高橋 はるみ 様

北海道地方独立行政法人評価委員会

委員長 北野 邦尋

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の平成27年度の剰余金の使途の承認に係る  
意見について

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）第40条第5項の規定に  
基づく北海道地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

意見なし